まちづくり支援センター物品貸出要領

（目的）

第１条　この要領は、区の魅力と活力向上推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第４条第２項第４号に基づき、各区のまちづくり支援センターが行う住民主体のまちづくり活動の実施に必要な物品の貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出物品及び使用料）

第２条　要綱第４条第２項第４号により貸出す物品は、別表に規定する物品とする。

２　前項の物品の使用料は、無償とする。

（貸出しを受けることができる団体）

第３条　物品の貸出しを受けることができる団体は、３人以上で構成される団体とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が団体の構成員に含まれている団体又は市長が適当でないと認める団体に対しては貸出しを行わないものとする。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

⑵　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者

（貸出条件）

第４条　まちづくり支援センターは、次に掲げる条件をすべて満たすものについて物品の貸出しを行うものとする。

⑴　当該物品が地域の魅力や活力の向上に資するまちづくり活動の実施に必要なものであること。

⑵　前号に規定するまちづくり活動が営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利するものでないこと。

⑶　貸出期間が１週間以内であること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

⑷　貸出物品の搬入及び搬出は、貸出しを受ける団体が実施し、これに伴う費用及び当該物品の使用に伴い必要な光熱水費、消耗品等に係る費用は、当該団体が負担すること。

⑸　第１号に規定するまちづくり活動が暴力団又は暴力団員の利益になり、又はそのおそれがあると認められるものでないこと。

（申請）

第５条　物品の貸出しを受けようとする団体は、所定の物品貸出申請書を市長に提出しなければならない。

（貸出しの決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、申請の内容について第４条に規定する条件に適合するか否かを審査のうえ、貸出しの適否を決定し、貸出許可通知書又は貸出不許可通知書（以下「通知書」という。）により申請した団体に通知する。

（貸出及び返却手続）

第７条　前条により物品の貸出しの決定を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、申請を行った区のまちづくり支援センター又はコミュニティ再生課に通知書を持参のうえ、所定の借受書を提出し、物品の貸出しを受けるものとする。

２　借受団体は、通知書に記載された貸出期間内に、貸出しを受けた区のまちづくり支援センター又はコミュニティ再生課に当該物品を返却するものとする。

３　市長は、借受団体が正当な理由なく、通知書に記載された貸出期間を過ぎても当該物品を返却しない場合、借受団体に速やかに返却するよう催告するものとする。

４　市長は、借受団体が前項の規定に基づく催告に応じない場合、法的手続を含め必要な措置を講じるものとする。

（物品のき損又は紛失）

第８条　借受団体が貸出しを受けた物品をき損又は紛失した場合、必要な証拠書類を添えて所定の事故報告書を市長に提出しなければならない。なお、借受団体の故意又は過失により物品をき損又は紛失した場合は、借受団体の責任により修繕又は弁償するものとする。

（委任規定）

第９条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に必要なことは、企画総務局長が定める。

附　則

この要領は、平成２２年１１月１５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年３月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年３月１５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年２月１５日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月２０日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則

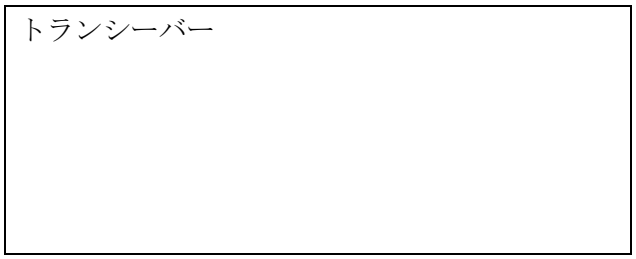
この要領は、令和８年７月２８日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年９月２日から施行する。

別　表（第２条第１項関係）

プロジェクター
スクリーン
アンプ・マイクセット
マイクスタンド
ハンズフリー拡声器
ワイヤレスガイド機器
テント
ポータブル発電機
電源ドラム（延長コード）
折りたたみテーブル
折りたたみイス
投光器
ポップコーン機
わたがし機
充電式ブロワ
非接触型温度計
ポータブル電源
イベント用分別ごみ箱
折りたたみベンチ
キャリーワゴン


トランシーバー

様式第１号（物品貸出要領第５条関係）

令和　　年　　月　　日

まちづくり支援センター物品貸出申請書

広島市長

（活動団体の所在地）
（活動団体名）
（代表者氏名）
（申請担当者）役職・氏名
（連絡先（TEL・FAX・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ））

	物　品　名	数　量
貸出しを希望する物品		
使 用 場 所		
使 用 期 間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
借 受 期 間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（※原則１週間以内）	
使 用 目 的 活 動 内 容		
暴力団排除に関する誓約	□活動団体は暴力団等との関係を有しておらず、物品を暴力団の利益になることに使用しないことを誓約します。	

１　活動の概要がわかる資料があれば添付してください。なお、審査のため追加資料の提出が必要となることがあります。
２　初回申請時のみ団体の概要書を添付することとし、２回目以降は、初回に発行した「貸出物品利用団体登録証」の写しを添付してください。
３　複数期間申請する場合は、「使用期間」及び「借受期間」を「別紙」に記載してください。

（以下は記入しないでください）

貸出し（及び貸出物品利用団体登録証の交付）を[　許　可　・　不許可　]してよいでしょうか。
（※　不許可の理由：　　）

【決裁欄】

（　　）地域起こし推進課

係	係　長	課　長
		／

⇨

コミュニティ再生課（区所有物品貸出しの際は抹消）

コミュニティ再生課			地域活性推進課長
係	係　長	課　長	
			／

公　印
／

貸出確認印	返却確認印	
（　　課）	（　　課）	（物品の動作確認） １正常 ２異常あり（内容：　　） （今後の対応：　　）
／	／	

様式第１号別紙　※複数期間申請する場合のみ

使用期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
借受期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（※原則１週間以内）

貸出確認印	返却確認印	
（　　課）	（　　課）	（物品の動作確認） １正常 ２異常あり（内容：　　） （今後の対応：　　）
／	／	

使用期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
借受期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（※原則１週間以内）

貸出確認印	返却確認印	
（　　課）	（　　課）	（物品の動作確認） １正常 ２異常あり（内容：　　） （今後の対応：　　）
／	／	

使用期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
借受期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（※原則１週間以内）

貸出確認印	返却確認印	
（　　課）	（　　課）	（物品の動作確認） １正常 ２異常あり（内容：　　） （今後の対応：　　）
／	／	

※　使用開始日の３か月前から受付可能です。

様式第２号（物品貸出要領第５条関係）　※初回貸出申請時のみ

団　体　の　概　要　書

申請活動団体の概要
（１）　設立時期　　平成・令和　　年　　月
（２）　活動目的
（３）　主な活動実績
（４）　構成員人数　　人

暴力団排除に関する誓約兼同意
私（当団体）は、まちづくり支援センター物品貸出の申請をするにあたり、当団体又は構成員が下記に該当しないこと、 また、物品の使用に当たっては、下記に該当するものの利益になり、又はそのおそれがある活動を行わないことを誓約します。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。 また、下記に該当しないことを確認するため、構成員名簿等必要書類の提出を求められたときは、ただちに提出します。この概要書及び提出した書類の内容について、広島市が警察当局へ情報提供することに同意します。 記 1　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団 2　同法第６号に規定する暴力団員 （団体名称）　…… （代表者氏名）　……

（添付書類）

1　規約、会則、定款等

2　規約等で構成員人数が３人以上であることが確認できない場合、構成員名簿などの書類

3　その他広島市が提出を求める書類

様式第３号（物品貸出要領第６条関係）

令和　　年　　月　　日

様

広 島 市 長　松 井　一 實
（○○区市民部地域起こし推進課）

貸出許可通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった物品の貸出しについては、下記のとおり許可します。

記

物　品　名（規　格）			数　量
貸出物品			
使用場所			
1	使用期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
	貸出期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
2	使用期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
	貸出期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
3	使用期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	
	貸出期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日	

注意事項	⑴　貸出しの許可を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、この許可通知書を申請を行った区のまちづくり支援センター又はコミュニティ再生課に持参し、貸出しを受けること。なお、複数期間の貸出しの許可を受けている場合は、物品の貸出しを受ける際、毎回、この許可通知書を持参すること。 ⑵　借受団体は、貸出物品を使用目的以外に使用することなく、善良な注意をもって管理・保管し、他の団体又は個人に譲与、貸与しないこと。なお、貸出物品の使用により生じた損害については、本市はいかなる責任も負わないものとする。 ⑶　借受団体が貸出条件に違反したときは、貸出期間中であっても貸出しを取り消すことができるものとする。なお、この場合において生じた損害については、本市はその責任を負わないものとする。 ⑷　貸出物品をき損又は紛失した場合、必要な証拠書類を添えて所定の事故報告書を速やかに市長に提出すること。なお、借受団体の故意又は過失により物品をき損又は紛失した場合、借受団体の責任により修繕又は弁償するものとする。 ⑸　貸出期間を厳守すること。

様式第４号（物品貸出要領第６条関係）

令和　　年　　月　　日

様

広 島 市 長　松 井　　一 實
（〇〇区市民部地域起こし推進課）

貸出不許可通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった物品の貸出しについては、下記の理由により許可できませんので通知します。

記

［理由］

様式第５号（物品貸出要領第７条関係）

令和　　年　　月　　日

広島市長

（活動団体の所在地）〒
（活動団体名）
（借受者氏名）

借　受　書

令和　　年　　月　　日付けで貸出許可を受けた物品について、下記のとおり確かに借り受けました。

記

１　借受物品名、規格及び数量

２　借受期間
　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

３　返納場所

※複数期間の貸出許可を受けている場合は、物品の貸出しを受ける際、毎回、この借受書を提出すること。

様式第６号（物品貸出要領第８条関係）

令和　　年　　月　　日

広島市長

（活動団体の所在地）〒
（活動団体名）
（代表者氏名）

事　故　報　告　書

令和　　年　　月　　日付けで貸出許可を受けた物品について、下記のとおり（　き損　・　紛失　）しましたので、報告します。

記

１　借受物品名及び数量

２　借受期間
　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

３　き損又は紛失の状況
⑴　日　時
　令和　　年　　月　　日　　時頃
⑵　場　所

⑶　原　因（できるだけ具体的に）

⑷　損傷状態（き損の場合）
　全壊　・一部損傷　（損傷個所：　　）

※　物品の様子を撮影した写真を添付してください。

⑸　警察への届出状況（紛失の場合）
ア　届出済み（月日：令和　　年　　月　　日　　警察署・派出所名：　　）
イ　未届出（※　速やかに所轄の警察署・派出所に届け出てください。）

※　警察署・派出所への届出書の写しを添付してください。

様式第７号（物品貸出要領の運用の４関係）

（表）

No.

貸出物品利用団体登録証

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

広島市長　　印

（発行日）　年　月　日

（裏）

●この登録証は、交付を受けた団体のみ有効とし、他の団体又は個人への譲与、貸与を禁止します。

●交付を受けた団体が解散又は活動を停止したときは、下記のまちづくり支援センターにこの登録証を速やかに返却してください。

（発行）　○○区まちづくり支援センター（地域起こし推進課）

〒　－

広島市○○区

電話 082－　－